

平成29年度 第2回和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：平成30年2月16日（金）14：00～16：00

場所：和歌山県民文化会館402

塩路子ども未来課長 挨拶

会長

議題に入る前に、皆様にお詫びがある。本日の議題にある市町村の児童家庭相談マニュアル改訂について、前回審議会では委員の皆様方に市町村へのヒアリングの協力をお願いしたいとお話ししていたが、日程を確保して実施することが出来なかった。その点はお詫びする。

さて、一つ目の議題である、「和歌山県子ども虐待防止基本計画の改定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議題1について説明

会長

改定スケジュールの確認だが、来年度、県で第一次の改定案を作成し、それを審議会に一旦諮ることになるのか。

事務局

国の「新しい社会的養育ビジョン」や事業見直しが無ければ、基本計画の改定作業を予定通り進めたいところだが、国の「都道府県推進計画」見直し要領が示されてから、本基本計画の改定を進めねばならないと考える。

会長

要するに、社会的養護関係の「都道府県推進計画」と連動するので、虐待防止基本計画の見直しだけを先行して改定は難しいということか。

事務局

国の目標設定と現行計画との整合をどう考えていくか検討が必要であり、皆さんの意見を参考に進めさせてもらいたい。

委員

里親委託率が、平成25年度の14.2から19.1%まで上がっているが、ファミリーホームの増加に伴う委託率の上昇と解釈してよいか。

事務局

ファミリーホームは委託率の計上に含まれるので、大きな要因になっていると考える。

委員

ファミリーホームは7カ所と報告があったが、25年～30年度の間が増えたのか。また、ファミリーホームを運営する母体は、里親か。

事務局

ここ2年で4カ所増えている。勿論、通常の里親家庭への委託も増えたことで、委託率が上昇している。ファミリーホーム運営については、里親が事業として実施している事がほとんどである。

| | |
|-----|--|
| 委員 | 事業としての運営費には、施設改築費用も出るのか。 |
| 事務局 | 事業所として必要な支援制度はある。 |
| 委員 | 市町村別の虐待件数について、年度によっては件数が激減している市町村がある。市町村の取り組みによる変化があったのか。 |
| 事務局 | 件数が激減することは想定しにくい。以前から審議会でも、地域によって虐待の捉え方にバラツキがあることはご意見をいただいていたところである。虐待の認識に地域差が出ないように、法改正による市町村職員に義務付けられた研修等で周知徹底を図っているところである。 |
| 会長 | 虐待防止基本計画の見直しと、社会的養護推進計画の両方について、委員の皆様にご意見を出していただき、次の計画策定につなげていただきたい。その上で、審議会の意見をどう県の施策につなげていくかが重要だと思っている。まず、社会的養護の関係について、和歌山県の施策をどう考えていくかという点について、ご意見をいただきたい。 |
| 委員 | 国のビジョンが出て、現場ではかなり戸惑っている。里親が十分いれば可能だと思うが、現状では無理がある。施設としては、より家庭に近い7～8名の小規模グループケアを進めているところである。里親については広く啓発していただいて、子育て経験のある人が養育里親になっていただけると、社会的養護の拡充につながると思う。 |
| 委員 | 和歌山県では特別養子縁組希望者が多く、養育里親の申込が少ない。国が里親委託を大幅に進めるといえるが、親の承諾が得られずにストップしてしまうことも多いので、その点を何か出来れば良いのではないかと。 |
| 会長 | 児童福祉施設入所であれ里親委託であれ、親の了解は基本的には必要である。親の了解が得られない時は、家庭裁判所の承認を得る。何がハードルかという点、委託を受けてくれる里親の数が少ないことと、もう一つは、親が反対している場合には里親が躊躇するという点である。 |
| 委員 | 家庭裁判所の承認による施設入所の場合、その後の親対応が難しいことが多い。しかも、2年に1回は更新する仕組みである。 |
| 会長 | 家庭裁判所の承認を得るといえる方法はあるけれども、里親とすれば委託を受けるにはハードルが高いという面はあるかもしれない。 |
| 委員 | 和歌山県の里親は100世帯を超えてきているが、高齢化で子供を預かれないという方もいる。できれば、30代、40代くらいの、自分の子供と一緒に育てるぐらいの気持ちがある方がどんどん出てきてくれればと思い、里親会としても啓蒙活 |

動をしている。最近の傾向として、問題を抱えた大きな年齢の子供が多く、不調になることが多い。養育経験があっても、自分の子育て方法が通用しないこともある。できれば、子供が小さいうちから里親委託していただけると、子供本人にとっても、里親にとっても愛着関係が築きやすい。

会長 小学校の高学年や中学校年齢で初めて保護されるという事もあり、必ずしも小さい子供ばかりではない現実がある。

委員 社会的養護の対象となる子供の対応は難しい事があるので、熱意だけでは難しい。里親にも専門的な養育技術が求められる。里親に対する研修を増やすと同時に、里親が虐待を起こしてはならないと言い続けることが大事である。

会長 里親支援機関を増やすのが良いのか、広報に力を入れるのが良いのか、児童相談所の里親対応職員を増やすのが良いのか、どういう方法が効果的か。

委員 里親支援専門相談員を置いている施設もあるので、上手く使っていただいたら良いと思う。それと、国の方向性を目指すなら、里親家庭にも実親と子供との面会、外出、外泊などの対応をしてもらい、子供の家庭復帰を考えてもらわないといけない。

委員 家族再統合という考えが入ってきている。今までは里親委託された子供は実親とは会わないことも多かったが、家族再統合となれば、実親と上手く対応できる里親が増えなければ難しい。

委員 里親という名称では責任が重いということで躊躇される方も多いが、例えば短期という事であれば、広報の仕方で応募してくれる方がいるのではないか。また、里親支援機関が岩出市と上富田町に2カ所できており、計画では3カ所設置を目標としている。和歌山市の児童人口が多く、市内の施設に里親支援専門員が2名いるが、和歌山市に里親支援機関を設置しないのか。

会長 里親支援機関の3カ所目の設置については、先ほどの意見も踏まえて検討してもらいたい。里親委託について、児童相談所の体制はどうか。

事務局 中央児童相談所では、里親業務の専従者は一人です。一人体制だと子供や里親への対応がリアルタイムにできないこともある。

会長 紀南児童相談所はどうか。

事務局 専従者がいないので、虐待対応などがあると、里親への対応がすぐにできないこともある。

委員 民生委員は「地域で役に立ちたい」という気持ちの方は多いが、里親というと、

どうしてもハードルが上がるような気がする。里親委託率を上げようという土壌は、急に出来ないと思いますので、文化を育てることが必要。

委員 福岡に「子どもの村」というものがある。6軒くらい家が建っていて親子で住んでおり、集落の真ん中にセンター的な役割の所があり、そこを里親が支援している。住んでいる方同士の勉強会などもあり、地域との交流もあり、とても良い制度だなと思った。和歌山には空き家も多いので、そういう取組ができないか。

委員 子供を安全に保護し、里親家庭で育てて頂くことも大切だと思う。しかし、虐待を受けた経験から上手く子育てできない方や、子供の育てにくさから虐待をしてしまった方もいるので、保護者の状況に合わせて寄り添い、実践して見せて、見守ることが本当に大事であり、そういう仕組み作りが必要。

会長 寄り添うという部分を、子育て世代包括支援センターが役割を担うというのはどうなのか。

委員 子育て支援訪問事業では、子育て経験のある方が週1回とか訪問して、支えていくという制度は出来つつある。個別に関わるだけではなくて、しんどい思いをしながらでも他も頑張っているというのが見える集団のサポートも必要ではないか。

委員 トリプルPのグループワークに参加してくれる親のほとんどが、しんどさを抱えている。グループワーク等で保護者を支えていく取組が必要だと感じる。県や和歌山市では継続的に親支援をしてくれているが、各市町村で親支援の取組をすることで、親子分離をしなければならない家庭が減ることになるので、虐待予防の取組はかなり重要である。

委員 虐待の場合、児童相談所が一時保護をすると、親と関係が悪いままになることが多い。そこで、児童相談所では、一時保護をする人、保護者の対応をする人を分けられるような体制ができないか。

会長 日本では一時保護をするのも、保護者の支援をするのも、全部児童相談所がやっているのが難しいところである。

委員 保護者に寄り添うという基本的な部分は、民生委員としても担っていきたいと思っている。

委員 市町村は保護者支援という役割をしないといけないが、児童相談所と一緒に動く事が多いので、保護者としたら区別がつかない。市町村の児童家庭相談マニュアルを作っているが、市町村と児童相談所の役割が明確になれば支援を継続しやすい。

会長 虐待防止基本計画の見直しについては、今出た意見と前回出た意見を反映させて

いただきたい。

事務局

議題2について説明

会長

市町村児童家庭相談マニュアルの改訂案を審議会に諮るとのことか。

事務局

はい。マニュアルについて審議会に諮るという位置付けにはないが、広く意見を求めたいと考えている。

会長

来年度の第1回審議会で改訂案を1回出していただいて、委員の皆さんに意見を出していただく。それを踏まえて最終完成としていただきたい。マニュアルには、前回審議会でも出たが、軽微な面DV案件で市町村が安全確認出来るものについては市町村が安全確認を行うなど、児童相談所と市町村で役割分担をするといった事なども入れていただきたい。

委員

改訂作業には、町村では由良町のみ参加となっているが、他の町村の参加は難しいのか。参加していない町村の意見はどのように聞いているのか。

事務局

改訂作業には市の方には参加を義務付けしましたが、町村には任意参加としたところ、由良町のみ参加であった。ただ、全市町村担当者には、マニュアルを使用している中での不具合や、追加すべき内容について広く意見を出していただいており、その内容を反映させる予定である。

事務局

議題3について説明

会長

子供の貧困問題というのは児童虐待と密接に関係しているので、次年度に小学校5年と中学校2年生についての県内全数調査を実施し、県内の貧困の実態がわかる様になれば、それに対して皆の意識も変わるであろうし、取組もそこから生まれてくるので、虐待の面でも非常に画期的な事と思っている。調査結果については、審議会でも報告していただきたいと思う。また、子供食堂が県内で沢山有ることが資料としてまとめていただいて有難いと思う。

委員

アンケートでは、保護者の学歴を聞く予定か。

事務局

聞く予定にしている。

会長

調べた方が良くということか。

委員

今、階級社会になっており、親の学歴が子供の学歴になると思うので、なかなか

高校卒の方が子供を大学に行かせるのは難しい面がある。

委員

親と子の調査票が別とのことだが、封筒も別になっているのか。

事務局

子供の封筒は子供で封をして、親に見せなくても良いことになっている。

委員

小学校5年生の子供に40項目というのはかなり多いと感じる。後半はかなり疲れてしまうと思う。保護者についても、仕事から帰ってきて家事を終えてからアンケートに取り組むので、かなり負担があると思われる。家で40項目を回答しようとする保護者は、意識の高い方だと思う。

委員

橋本市は貧困の実態調査を実施した。90%の回収率で、現在クロス集計中であるが、学校区ごとの地域格差があることが分かった。和歌山県全体で調査をした時には、市町村別だけではなく、もっと細かく、学校区ごとの分析にしないと使える資料にならないのではないかと思う。

会長

予定していた議事は全て終了しました。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。